

# 核燃料物質使用変更許可申請について (令04原機(サ保)075、令和4年8月30日申請) プルセクター施設

日本原子力研究開発機構  
核燃料サイクル工学研究所  
プルトニウム燃料技術開発センター

令和4年10月13日

# プルセンター施設の申請内容

主な申請内容	対象施設※				
	Pu-1	Pu-2	Pu-3	PWTF	3US
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 高濃縮ウラン処理終了に伴うMOX取扱い設備への変更</li> <li>➤ 可搬型中性子線非破壊測定装置の追加</li> <li>➤ ガスクロマトグラフの一部残置の反映</li> </ul>	●				
Pu-1の資料で個別に説明					
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 解体・撤去を行う設備への変更（回収設備、分析装置）</li> <li>➤ グローブボックス解体・撤去完了に伴う変更</li> <li>➤ 残存核燃料物質の組成に係る変更</li> <li>➤ 固体廃棄施設の増設</li> </ul>		●			
Pu-2の資料で個別に説明					
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 燃料製造機器試験室の管理区域解除に伴う関連する記載の削除</li> </ul>	●	●	●	●	●
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 記載の適正化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人線量計(TLD)の変更に伴う線量計名称の変更</li> </ul> </li> </ul>	●	●	●	●	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現物との整合・誤記訂正</li> </ul>	●	●	●		

※ Pu-1: プルトニウム燃料第一開発室、Pu-2: プルトニウム燃料第二開発室、Pu-3: プルトニウム燃料第三開発室、PWTF: プルトニウム廃棄物処理開発施設、3US: 第三ウラン貯蔵庫

## (1)燃料製造機器試験室の管理区域解除に伴う関連する記載の削除

核燃料物質使用変更許可(令和2年10月15日、原規規発第2010158号)を受けて実施していた、燃料製造機器試験室の管理区域解除が、令和4年3月28日に完了した。これに伴い、下記を変更する。

○ユーティリティ設備(窒素消火設備、窒素-水素混合ガス設備、圧縮空気設備、冷水設備、非常用電源設備等)より、燃料製造機器試験室へ供給する旨の記載を削除する。

⇒共用する設備から当該施設を除外するものであって、使用前検査対象施設の安全性を損なうものではない。

(Pu-1、Pu-2、Pu-3、PWTF)

○各施設の申請書本文図面7-1において、「燃料製造機器試験室」の施設名称を「倉庫」に変更する。また、関連施設の「排水受槽」を削除する。

(Pu-1、Pu-2、Pu-3、PWTF、3US)

## (2)記載の適正化

### ① 個人線量計(TLD)の変更に伴う線量計名称の変更

核燃料サイクル工学研究所では、個人線量計測定業務を外部委託する予定である。委託先から供給される線量計の種類は、委託先により異なるため、申請書において、線量計の種類(検出素子)を特定する記載(「TLDバッジ」等)を、「個人線量計」に変更する。併せて、被ばく管理に係る記載の施設間整合等を図る。

(Pu-1、Pu-2、Pu-3、PWTF)

### ② 法令改正に伴う規則条文等の反映

(Pu-1、Pu-2、PWTF、3US)

### ③ 廃棄施設に係る要求事項について

記載の適正化として、使用施設の許可基準に対応した施設の現状を記載。施設の変更等は伴わない。

(Pu-1、PWTF)

#### ④ 現物と申請書の不整合について

令和3年10月に実施したプルトニウム燃料第一開発室における原子力規制検査において、核燃料物質使用変更許可申請書(以下「申請書」) 窒素消火系統図(NFライン)に示すバルブの配置が現物と異なることが確認された。

これを受け、核燃料サイクル工学研究所 未然防止処置計画書に基づき、申請書の記載と現物との不整合を調査し、調査結果を令和4年2月24日に現地検査官に報告した。

本申請において、上記の結果抽出された現物との不整合を解消するために申請書の記載の適正化を図る。

なお、本変更は安全に影響を及ぼさない記載の適正化であり、変更後に工事を伴うものではない。

(Pu-1、Pu-2、Pu-3)